

よくある質問・回答

Q 1 : 海外での産業財産権取得にかかる費用は補助対象となるのか？

A 1 : 対象となります。

同一の産業財産権を国内外両方で取得した場合は、それぞれについて補助します。

Q 2 : 審査請求料等の減免措置を受けたが補助対象となるのか？

A 2 : 対象となります。

減額後の金額（支払金額）が対象となります。

Q 3 : 他社または大学との共同出願の場合はどのようにしたらよいか？

A 3 : 共同出願の場合は、費用負担者が対象者（申請者）となります。

複数社が割合により費用を負担している場合は、その割合に応じてそれぞれの申請が可能です。（経費の負担割合が分かる共同出願契約書の写し等を添付してください）
なお、大学は対象者ではないため、補助金の交付は受けられません。

Q 4 : 補助金の申請時期は？

A 4 : 産業財産権取得後から6ヶ月以内に申請ください。

（補助金申請の事前相談をお受けしますのでお早めにご連絡ください）

Q 5 : 実用新案権を取得して当補助金を受給した後に、同一技術で特許権を取得したが、補助金の対象となるか？

A 5 : 同一のものであっても、産業財産権ごとに対象となります。

Q 6 : 特許料・登録料は対象になるか？

A 6 : 当補助金は取得に係る経費を対象としているため、特許料や登録料は補助対象としておりません。

Q 7 : 対象経費から除かれるものにはどんなものがあるのか？

A 7 : 当補助金の対象となる経費は、出願料、弁理士手数料、先行技術調査費用、図面作成料等です。

弁理士への成功報酬は補助対象経費には含まれません。

Q 8 : 自身で商標権の出願をした際の電子化手数料等は補助対象か？

A 8 : 補助対象となりません。

ただし、弁理士に依頼したときの手数料に含まれる場合は補助対象となります。